

# 「企業発達応援型」社債保証

「従業員の健康保持・働き方の見直し」や「財務会計力の向上」に取り組む中小企業・小規模事業者のみなさまの発達を応援します！

**経営者保証不要**

信用保証協会と金融機関  
による共同保証

保証料率 **20%** 最大  
割引引き

**長期の安定した  
資金調達が可能**

保証期間：2年以上7年以内  
返済方法：一括償還・定時償還

適債基準を満たし、次の「健康・働き方要件」または「会計力要件」を満たす方にご利用いただけます

## 健康・働き方要件

- ①日本健康会議「健康経営優良法人」認定
- ②厚生労働大臣「くるみん」・  
「プラチナくるみん」認定
- ③厚生労働大臣「えるぼし」認定
- ④厚生労働大臣「ユースエール」認定
- ⑤厚生労働省「安全衛生優良企業」認定
- ⑥栃木県知事「男女生き生き企業」認定

①～⑥のいずれかに  
該当

保証料率  
**20% 割引引き!**

## 会計力要件

- ①「中小企業の会計に関する指針」・  
「中小企業の会計に関する基本要領」準拠
- ②「税理士法第33条の2第1項に規定する  
計算事項等を記載した書面」作成

①及び②に  
該当

①または②に  
該当

保証料率  
**15% 割引引き!**

保証料率  
**10% 割引引き!**

## 保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基準保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
健康・働き方要件	1.520%	1.400%	1.240%	1.080%	0.920%	0.800%	0.640%	0.480%	0.360%
会計力要件 (両方該当)	1.615%	1.487%	1.317%	1.147%	0.977%	0.850%	0.680%	0.510%	0.382%
会計力要件 (一部該当)	1.710%	1.575%	1.395%	1.215%	1.035%	0.900%	0.720%	0.540%	0.405%

取扱期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日(保証申込受付分)まで



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会

# 「企業発達応援型」社債保証の概要

本制度は、従業員の健康保持・働き方の見直しや財務会計力の向上に取り組む中小企業・小規模事業者のみなさまに対して、保証料負担の軽減を図り、長期・安定的な事業資金を供給する「中小企業特定社債保証」の利用を促進することで、企業の発達を支援することを目的としています。

## ご利用いただける方

「中小企業特定社債保証」の適債基準(\*)を満たし、次に掲げる(1)または(2)の要件を満たす方

(1)次に掲げる①から⑥のいずれかに該当する。【健康・働き方要件】

- ①日本健康会議から、「健康経営優良法人認定制度」(経済産業省が事務局を務める次世代ヘルスケア産業協議会健康投資ワーキンググループによるもの)に基づく認定を受けている。
- ②厚生労働大臣(都道府県労働局長)から、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」または「プラチナくるみん」認定を受けている。
- ③厚生労働大臣(都道府県労働局長)から、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし」認定を受けている。
- ④厚生労働大臣(都道府県労働局長)から、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール」認定を受けている。
- ⑤厚生労働省(都道府県労働局長)から、「安全衛生優良企業」認定を受けている。
- ⑥栃木県知事から、「男女生き生き企業」認定を受けている。

(2)次に掲げる①または②のいずれかに該当する。【会計力要件】

- ①「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」に拠り計算書類を作成している。
- ②税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面が作成されている。



保証限度額	4億5,000万円(発行限度額5億6,000万円)	保証割合	発行額の80%(部分保証)
対象資金	事業資金	保証期間	2年以上7年以内
返済方法	満期一括償還、6か月毎の定時償還	保証人	不要
担保	原則として保証額2億円超の場合は必要	支払利息	発行体所定利率
保証料率	【健康・働き方要件】社債総額に対し、0.360%~1.520%(基準保証料率から20%割引引き) 【会計力要件(両方該当)】社債総額に対し、0.382%~1.615%(基準保証料率から15%割引引き) 【会計力要件(一部該当)】社債総額に対し、0.405%~1.710%(基準保証料率から10%割引引き)		
その他	所定の申込書類のほか、私募債発行に伴う所定資料及び「『企業発達応援型』社債保証」利用申請書兼資格要件申告書」を添付してお申込みください。		

## (※)適債基準

直前の決算において①を満たす会社で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす方

要件	項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)
必須要件	①純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
ストック要件 (1つ以上充足)	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
フロー要件 (1つ以上充足)	⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

②自己資本比率=純資産額÷(純資産額+負債額)×100    ③純資産倍率=純資産額÷資本金    ④使用総資本事業利益率=(営業利益+受取利息・配当金)÷総資産額×100  
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ=(営業利益+受取利息・配当金)÷(支払利息+割引料)



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会



本所

TEL.028-635-2121

〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号  
栃木県産業会館

足利支所

TEL.0284-70-6339

〒326-0821 足利市南町4254番地1  
ニューマヤコホテル足利本館

平成30年4月発行